



鳥取県公報

平成 27 年 1 月 20 日 (火)
第 8 6 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (36) (東部振興課) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (37) (水・大気環境課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (38) (森林づくり推進課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (39) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (40) (〃) 3
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (41) (〃) 4
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基 幹放送事業者等 (2) 4
	鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送 事業者の一部改正 (3) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第36号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年3月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
飯塚 淳
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島659
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年および障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。

鳥取県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月27日から平成33年3月31日まで
(変更前 昭和32年9月27日から平成28年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分

鳥取市福部町湯山字宮ノ下の一部、湖山町西二丁目の一部、足山字家ノ前の一部、布勢字真崎東分、
字観音堂及び字糺谷口の各一部並びに里仁字笹尾鼻（ニ）及び字後谷奥の各一部

鳥取県告示第38号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年 1 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市河来見字本谷奥1020の1、1020の16
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 1 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 上原クリニック	医療法人社団上原 クリニック指定訪 問介護事業所	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成27年1月 8日	平成27年1月 31日	訪問介護
〃	医療法人社団上原 クリニック	〃	〃	〃	短期入所療養介護
〃	デイサービスセン ターしらかば	倉吉市円谷町508 -3	〃	〃	通所介護

鳥取県告示第40号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 1 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 上原クリニック	医療法人社団上原 クリニック指定訪 問介護事業所	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 8 日	平成 27 年 1 月 31 日	介護予防訪問介護
〃	医療法人社団上原 クリニック	〃	〃	〃	介護予防短期入所 療養介護
〃	デイサービスセン ターしらかば	倉吉市円谷町 508 - 3	〃	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第 41 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があったので、同法第 115 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 1 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開設者の名称又は氏名	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設 の所在地	辞退年月日
医療法人社団上原クリニック	医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962 - 2	平成 27 年 1 月 31 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 2 号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 2 条第 7 項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成 25 年鳥取県選挙管理委員会告示第 2 号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

平成 27 年 1 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

株式会社山陰放送 1 回

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1 回

鳥取県選挙管理委員会告示第 3 号

平成 23 年鳥取県選挙管理委員会告示第 3 号（鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者について）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 1 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号） <u>第 8 条第 7 項</u> の規定により、鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めたので告示する。	政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号） <u>第 8 条第 6 項</u> の規定により、鳥取県知事選挙における候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めたので告示する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）20,785,392 キロワット時（1 年当たり 5,196,348 キロワット時）

※予定使用電力量は、平成 25 年度下期及び平成 26 年度上期の使用実績を参考に 1 年当たりの予定使用電力量を決定し、これに 4 を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

なお、供給期間は新鳥取県立中央病院開院に伴い平成 30 年秋頃までに短縮する見込みであり、期間短縮の

日数は平成30年3月31日までに通知する。また、平成27年度以降において、この本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月6日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成27年1月20日（火）から同年3月3日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気事業者の発電に際しての平成25年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.000717t-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271（内線2210）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.jp

(2) 仕様等に関する問合せ先

(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(4) 入札説明書の交付方法

平成27年1月20日（火）から同年2月3日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年1月20日（火）から同年2月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月3日（火）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日（月）午前9時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に平成27年2月13日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額を4で除して得た金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 20,785,392 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2019

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 13 February, 2015

(5) Date and Time for the submission of tenders : 1 : 30 PM 3 March, 2015

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 9 : 00 AM 2 March, 2015

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271